

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 11 日

新潟地方裁判所三条支部

裁判所書記官 阿 部 信

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 5 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 9 月 1 2 日 午後 4 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 新潟地方裁判所三条支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 0 月 1 日 午前 9 時 5 0 分 新潟地方裁判所三条支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 1 9 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 9 月 2 4 日 午後 4 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
1 一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 1 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	610,000 488,000	一括	122,000	24,992	0
1	110,000				
2	450,000				
3	50,000				
</					

物 件 目 録

- 1 所 在 燕市灰方字上ノ境
 地 番 26番4
 地 目 宅地
 地 積 29.46平方メートル

- 2 所 在 燕市灰方字上ノ境
 地 番 26番3
 地 目 宅地
 地 積 114.19平方メートル

- 3 所 在 燕市灰方字上ノ境 26番地3
 家屋 番号 26番3
 種 類 作業所
 構 造 木造セメント瓦葺2階建
 床 面 積 1階 79.49平方メートル
 2階 37.26平方メートル
 (現況)
 構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 約87平方メートル
 2階 37.26平方メートル
 所 在 燕市灰方字上ノ境 26番地3、26番地4

物 件 明 細 書

令和 6年11月20日

新潟地方裁判所三条支部

裁判所書記官 皆 川 慶

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番26番1）への通行のため無償で利用されている。

【物件番号1, 2】

売却対象外の土地を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 燕市灰方字上ノ境
 地 番 26番4
 地 目 宅地
 地 積 29.46平方メートル

- 2 所 在 燕市灰方字上ノ境
 地 番 26番3
 地 目 宅地
 地 積 114.19平方メートル

- 3 所 在 燕市灰方字上ノ境 26番地3
 家屋 番号 26番3
 種 類 作業所
 構 造 木造セメント瓦葺2階建
 床 面 積 1階 79.49平方メートル
 2階 37.26平方メートル
 (現況)
 構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 約87平方メートル
 2階 37.26平方メートル
 所 在 燕市灰方字上ノ境 26番地3、26番地4

令和6年(ケ)第15号
令和6年10月7日受理
令和6年11月15日提出

現況調査報告書

新潟地方裁判所三条支部

執行官 小 野 敏 幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 燕市灰方字上ノ境 |
| | 地 番 | 26番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 29.46平方メートル |
| 2 | 所 在 | 燕市灰方字上ノ境 |
| | 地 番 | 26番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 114.19平方メートル |
| 3 | 所 在 | 燕市灰方字上ノ境 26番地3 |
| | 家屋 番号 | 26番3 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 79.49平方メートル
2階 37.26平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1、2	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1、2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有 (共有) 者ら ☐ その他の者 A (共有者 亡 B 相続人) が物件 1 の一部を駐車場等として、その余の本件土地上に C が下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☒ 構造: 木造セメント瓦・亜鉛メッキ銅板葺 2 階建 ☒ 床面積: 1 階 約 87 平方メートル 2 階 37.26 平方メートル	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を作業所 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の北側と物件2は、物件3の敷地として一体利用されている。物件1の南側は、A（亡B相続人）方土地（地番：26番1）と一体的に利用されている。
- 2 物件1から南側の市道へ続く通路（私道）があるが、同通路の所有者等は次のとおりである。
 - (1) 地番：26番6、地目：宅地、所有者：亡B
 - (2) 地番：23番4、地目：宅地、所有者：亡B
 - (3) 地番：23番6、地目：宅地、所有者：亡B
- 3 物件3の「所在」の現況は、「燕市灰方字上ノ境26番地3，26番地4」である。
- 4 物件3は、外観上相当の経年等による劣化が見受けられ、特に1階の南西側は、屋根及び外壁も大きく損壊している。上記損壊部分から雨風が吹き込んで、内部も酷い状態になっている。また、旧浴室の北側壁面の一部は、窓枠ごと外されていて、雨風が吹き込む状態になっている。
- 5 物件3の1階には、資材や製品、金型や機械類、家財道具、その他ゴミ類等が大量に残置されている。機械類は古く、相当期間使用されていない状態で、価値は無いと思われる。また、作業所部分の西側壁面に配電盤があり、その中に1987年製のコンデンサーが1個確認できる。
- 6 物件3の2階は、ソファセットや机、ステレオセット等が残置されているが、1階と同様長期間に渡って放置されている状態である。襖や障子の建具類も、破れ等があり酷い状態である。天井に、雨漏りによると思われるシミが散見される。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件1 共有者亡B相続人)	1 Bは、今年の9月に亡くなった。物件1がCとの共有になっていたことは、Bから聞かされてはいなかった。元々私の家とCの家は親戚（先代同士が姉弟）だった。 2 物件1から市道へ続く通路は、私方の土地(地番：26番6、23番4、同番6、いずれも所有者は亡Bで、地目は宅地)である。C方を含め、隣家（地番：23番1の所有者方）からも通行料等はもらっていない。 3 風が吹くと、物件3から、屋根や壁等の破片が私の家に飛んで来る等して、非常に迷惑をしている。 以上

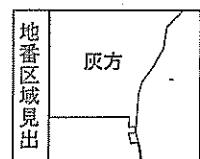
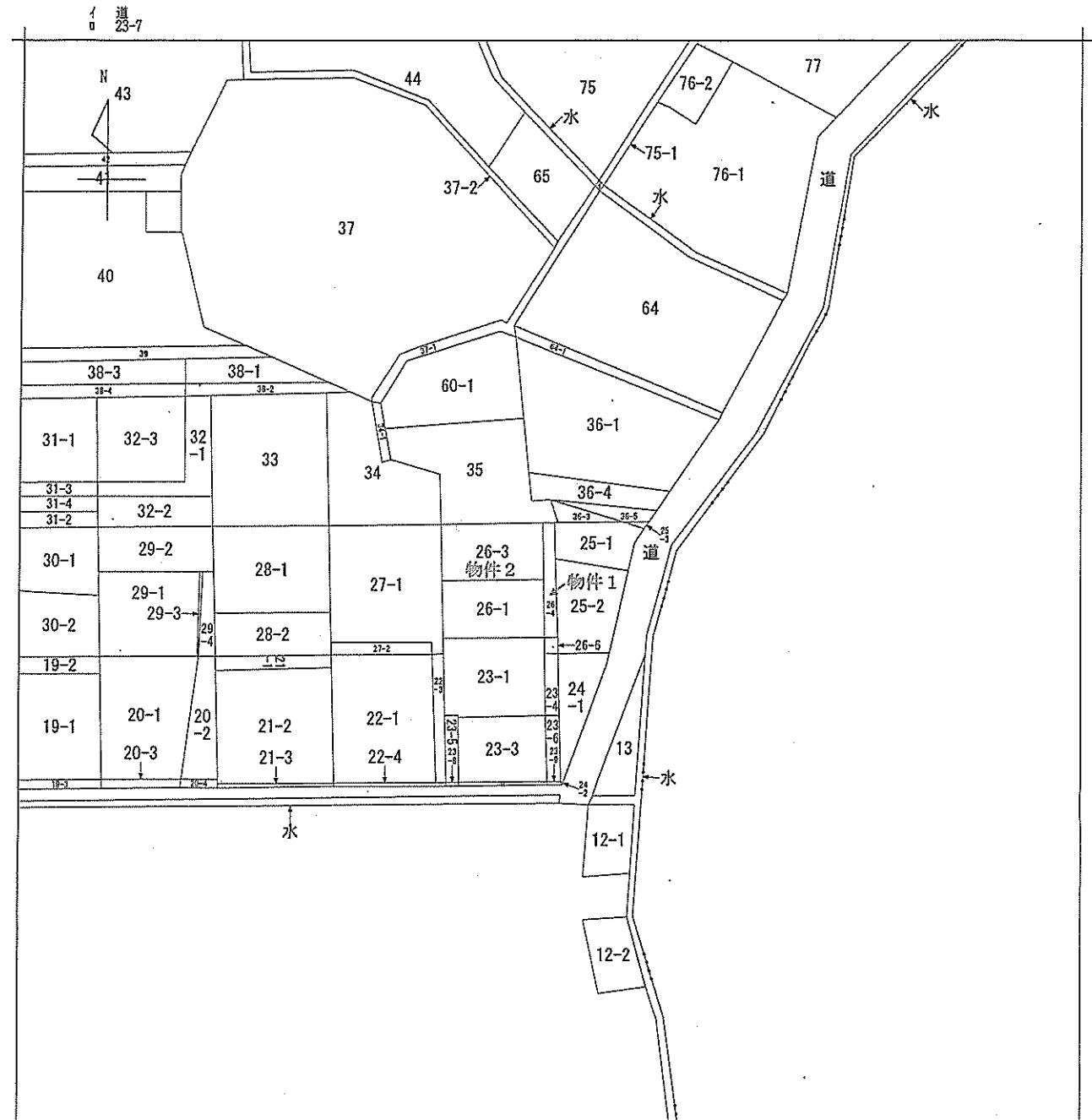
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

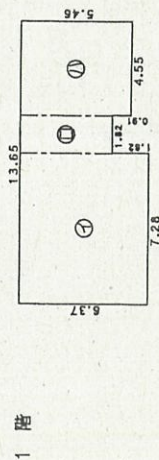
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月8日 (火) 16:37-16:41	新潟地方法務局三条支局	登記事項要約書等申請 (後日受領)
6年10月11日 (金) 12:30-12:47	物件所在地	状況確認 (空き家)、Aの親族から事情聴取、外観写真撮影
6年10月11日 (金) 13:10-13:23	燕市役所税務課	固定資産評価証明書等申請
6年10月11日 (金) 13:53-14:07	新潟地方法務局三条支局	登記事項要約書等受領、物件2及び3の閉鎖登記簿謄本申請
6年10月16日 (水) 13:40-13:54	物件所在地	物件3の施錠状況確認、外観写真撮影
6年11月1日 (金) 9:55-11:05	同上	立入調査 (A立会)、評価人同行、概測、写真撮影
年月日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和6年11月1日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人D及び解錠技術者を同行して臨場したが、1階南東付近にあるシャッターは施錠されていなかった。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

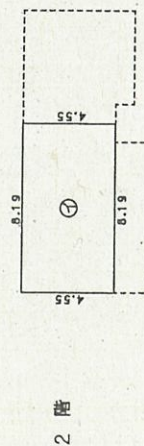
新潟県地方事務局三条支局備付図面 A3をA4に縮小



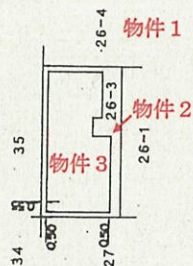
請求部	所在	燕市灰方字上ノ境				地番	26番4			
出力尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和39年9月			備付年月日(原図)		補記事項				



求 覆 表			合 計	
	床 面 積		79.4976	79.49 m ²
イ) □	7.28 × 6.37 =	46.3736		
ロ) □	1.82 × 4.55 =	8.2810		
ハ) □	4.55 × 5.46 =	24.8430		



求積表	$8.19 \times 4.55 =$	37.2645
床面積		37.26 m ²



作者

(作製)

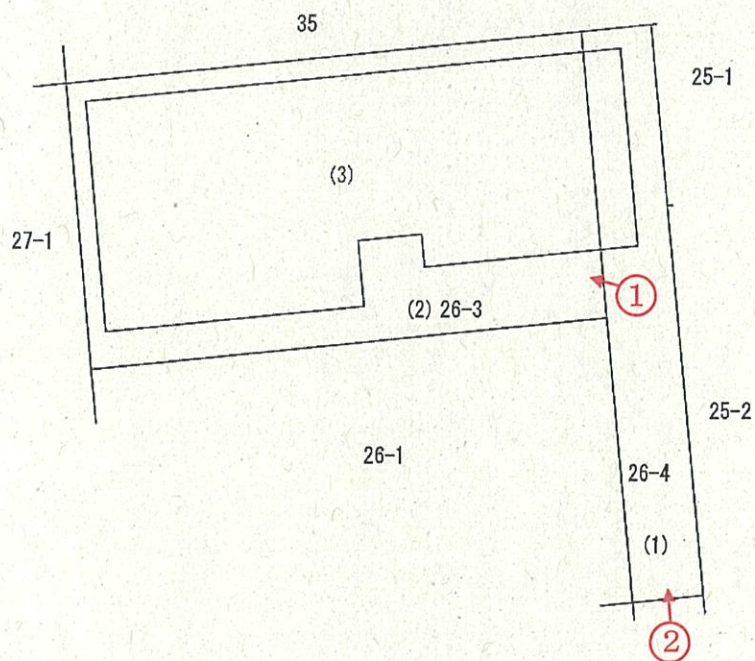
縮尺 1/250

申請人

新潟県土地家屋調査士会

昭和4年8月11日登記

土地建物位置等関係図(概略)
縮尺1/200



※カッコ内は物件番号

地積測量図、公図、建物図面を参考に現地概測を行い作成した参考の概略図である。

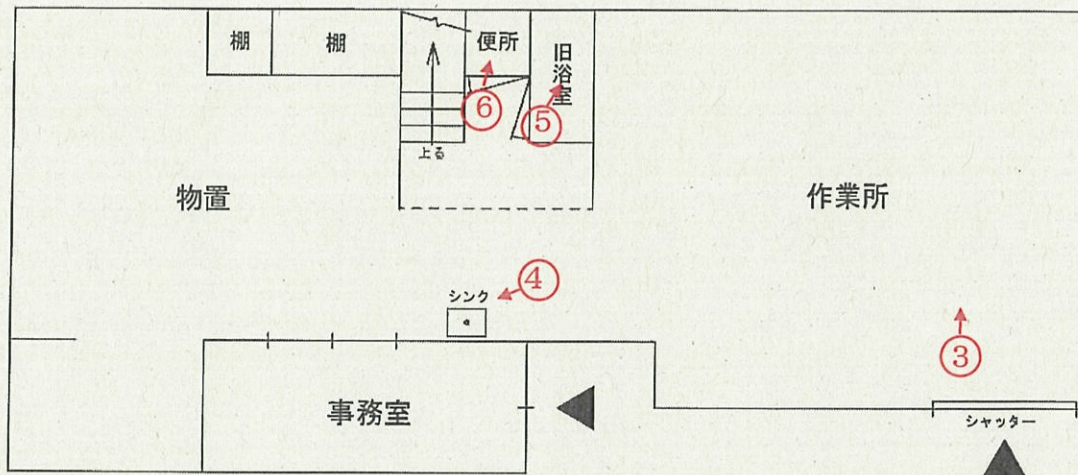
○→ 印は写真撮影位置、方向

評価人作成

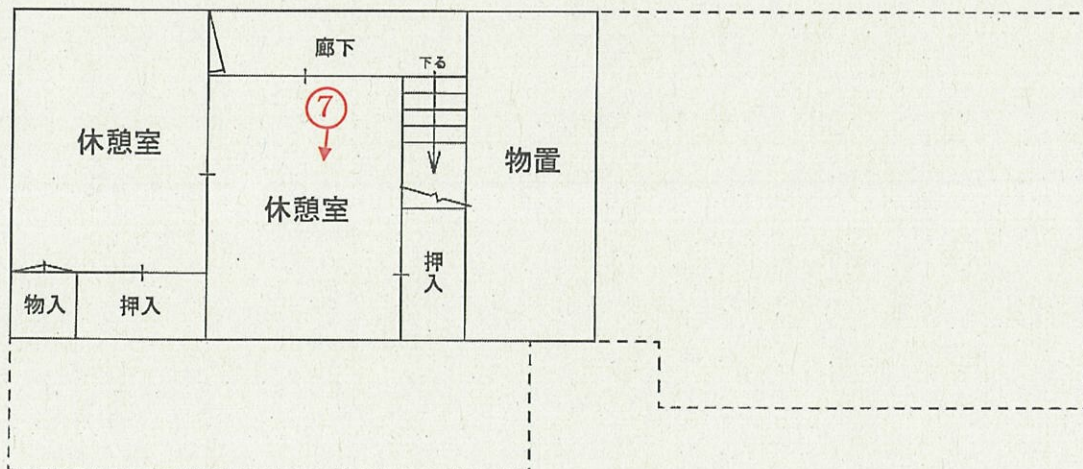
物件3建物間取図 縮尺1/100



1 階



2 階



○→ 印は写真撮影位置、方向

評価人作成

写 真

1



写 真

2



写真

3



写真

4



写真

5



写真

6



写真

7



令和6年(ケ)第15号
令和6年11月1日現地調査日
令和6年11月14日評 価

新潟地方裁判所
三条支部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
渡 辺 茂 郎

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 6 1 0 , 0 0 0 円	
物件番号	内 訳 価 格
1	金 1 1 0 , 0 0 0 円
2	金 4 5 0 , 0 0 0 円
3	金 5 0 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行なうものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

(現況欄に記載の無い事項については、ほぼ登記記載と同じ)

物件番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	燕市灰方字上ノ境 26 番 4 宅地 29.46 m ²	
2	所在地 地目 地積	燕市灰方字上ノ境 26 番 3 宅地 114.19 m ²	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	燕市灰方字上ノ境 26 番地 3 26 番 3 作業所 木造セメント瓦葺 2 階建 1 階 79.49 m ² 2 階 37.26 m ²	26 番地 3、26 番地 4 木造セメント瓦・亜鉛メッキ 銅板葺 2 階建 1 階約 87 m ² (概測)
物件番号	特 記 事 項		
1, 2	・南側の道路（下記の土地）は建築基準法上の道路に該当しない。 （所在、地番） （地目）（地積） （所有者） 燕市灰方字上ノ境 26 番 6 宅地 4.27 m² 亡B 燕市灰方字上ノ境 23 番 4 宅地 15.11 m² 亡B 燕市灰方字上ノ境 23 番 6 宅地 17.38 m² 亡B 建物の建築等の際は、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可が必要となる。以上、燕市都市整備部営繕建築課で確認した。 ・物件 1 は売却により、隣接地の燕市灰方字上ノ境 26 番 1 のために通行権の負担が生じる可能性がある。		

3	・ 1 階の南西側中央部付近の屋根、外壁が大きく損壊している。 ・ 長期間使用されていない機械、金型、商品、机、家財道具等が多数残置されている。 ・ A（亡B相続人）の話では風が吹くと物件3から屋根や壁等の破片が飛んで来る等して、非常に迷惑とのことである。 詳細は現況調査報告書参考。
---	---

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位 置 ・ 交 通	J R 弥彦線「燕」駅の北東方道路距離約 1.8 km に位置する（別添位置図参照）。	
付 近 の 状 況	燕市のうち燕地区郊外の中小規模一般住宅、作業所、工場等が見られる既成住宅地域である。道路距離約 750 m に「燕市立燕北小学校」、約 3.1 km に「燕市立燕中学校」がある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし 70% 200% なし なし
画地条件（規模、 形状等）	・物件1，2は一体として利用されている。 ・物件1は公簿地積 29.46 m²の土地（間口約 2m・奥行約 15.8m、形状は帯状の長方形）で、亡Bと共有している。 ・物件2は公簿地積 114.19 m²（東西約 14.5m、南北約 7.9m）の長方形の形状である。 物件1，2の敷地内は概ね平坦な地勢である。	
接 面 道 路	・物件1は現況、幅員約 2m～約 2.5m程度の舗装道路に南側で接面する。南側の道路（下記の土地）は建築基準法上の道路に該当しない。建物の建築等の際は、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可が必要となる。以上、燕市都市整備部営繕建築課で確認した。 （所在、地番） （地目）（地積） （所有者） 燕市灰方字上ノ境 26 番 6 宅地 4.27 m² 亡B 燕市灰方字上ノ境 23 番 4 宅地 15.11 m² 亡B 燕市灰方字上ノ境 23 番 6 宅地 17.38 m² 亡B A（亡B相続人）の話では通行料はもらっていないとのことである。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	・物件1，2は物件3の作業所の敷地として利用されている。 ・物件1は隣接地（燕市灰方字上ノ境 26 番 1）の所有者亡Bと共有しており A（亡B相続人）が一部を駐車場として利用している。 ・周辺は中小規模の一般住宅、ガレージ、作業所が見られる。	

供給処理施設	上水道 引込あり 都市ガス 敷地内引込あり 下水道 公共桝はあるが未接続
特記事項	物件1は売却により、隣接地の燕市灰方字上ノ境26番1のために通行権の負担が生じる可能性がある。

2 建物の概況及び利用状況

(物件3)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日：昭和40年6月6日新築、昭和41年6月30日増築、 昭和51年5月10日変更 経過年数：新築後約59年、増築後約58年、変更後48年経過 経済的残存耐用年数：満了
仕 様	構 造 木造 屋 根 セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 着色亜鉛メッキ鋼板等 内 壁 あらわし、合板、繊維壁等 天 井 あらわし、ボード等 床 コンクリート土間、畳等 設 備 電気設備、水道有。便所あるが利用されていない。 劣化が著しく設備は利用できないと考える。古いコンデンサがあり、低濃度PCBの有無は不明である。
床面積(現況)	1階 87 m ² (概測) 2階 37.26 m ² (公簿) 延) 124.26 m ² (概測)
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 作業所 間取り 別添建物間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	経年相応による老朽化、機能的陳腐化以上に劣化が著しい。屋根、外壁、窓枠が損壊している箇所がある。設備は利用できないと考える。利用状況、保守管理の状態は極度に劣ると判断する。

建物の利用状況	建物所有者が作業所として使用している（空き家状態）。
特 記 事 項	・長期間使用されていない機械、金型、商品、机、家財道具等が多数残置されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2（土地）

物件1, 2の更地価格を算出し、これに建付減価を行って、建付地価格を求める。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	21,600	0.72	29.46	0.6	270,000 円
2	21,600	0.72	114.19	0.6	1,070,000 円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

近隣及び周辺の取引事例等と比較し、公示価格から規準し、地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

地価公示 燕－2

公 示 価 格 時点修正 標準化補正 地域格差 規準した価格

27,400 円/㎡ × 98.6/100 × 100/100 × 100/125 ≒ 21,600 円/㎡

◇時点修正：公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：地価公示地は標準的画地で補正の必要なし。

◇地域格差：街路、交通接近、環境条件 相乗 1.25（+25%）

イ 個別格差：系統・連続性及び幅員、一団の土地の形状を考慮した。0.72（-28%）

ウ 地 積：公簿地積による。

エ 建付減価補正率：更地としての最有効使用との格差及び更地化の難易の程度等を考慮して判定した。0.6（-40%）

② 物件3（建物）

物件3の建物は、新築後約59年、増築後約58年、変更後48年経過しており経済的残存耐用年数は満了している。保守管理の状態及び現況の建物の状態等を総合的に検討した現在価値率を1%と査定した。当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに現在価値率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現在価値率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	100,000	124.26	0.01	120,000

2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、控除すべき敷地利用権はないため競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求める。

内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格(円) (1①オ, 1②エ) ア	占有減 価率 イ	市場性 修正率 ウ	競売市場 修正率 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	270,000		0.7	0.6	110,000
2	1,070,000	1.0	0.7	0.6	450,000
3	120,000	1.0	0.7	0.6	50,000
一括価格					610,000

イ 占有減価率：必要なし。

ウ 市場性修正率：劣化が著しく市場性の劣る建物であること、建築基準法上の道路に接道していないこと、物件1に通行権の負担が生じる可能性があること等の市場性を考慮した。0.7（－30％）

エ 競売市場修正率：不動産競売市場の特殊性等を考慮した。 0.6（－40％）

第6 参考価格資料

地価公示価格 燕－2

所 在：燕市杣木字居掛 218 番 2

価 格：27,400 円/㎡

位 置：JR 弥彦線「燕」駅から道路距離約 900m に位置する。

価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日

地 積：281 ㎡

供給処理施設：上水道・都市ガス・下水道あり

接 面 道 路：北西側、幅員約 8m 舗装市道

用途指定等：非線引都市計画区域 第 1 種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

地域の概要：中規模一般住宅の中に工場が見られる住宅地域

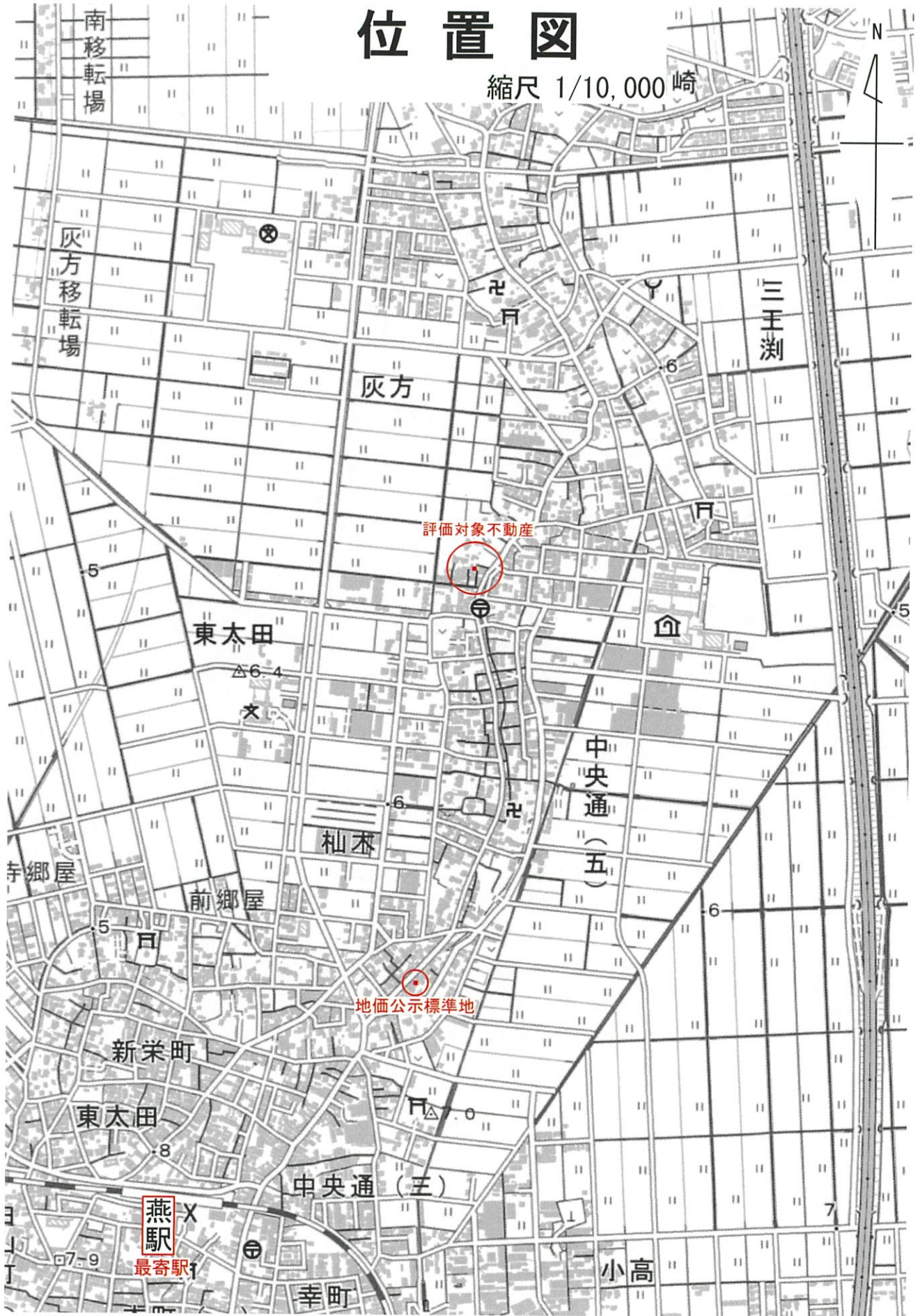
第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 土地建物位置等関係図（概略）
- 5 建物求積図（概測）
- 6 建物図面・各階平面図
- 7 建物間取図

以 上

位置図

縮尺 1/10,000 崎



「国土地理院地図」

公図写

縮尺 1/600

N



登記年月日：昭和44年10月31日

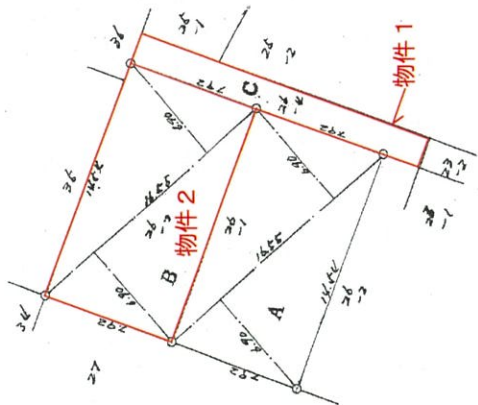
前 26-1 後・新 同一 420879

地番	26-1 26-3 26-4
土地の所在	東京都港区赤坂一丁目

地積測量図

製作年月日	昭和44年10月31日
製作者	

申請人



① 26-1 求積
 $16.55 \times (6.90 + 6.90) \div 2 = 114.1950$
地積 114.19

② 26-3 求積
 $16.55 \times (6.90 + 6.90) \div 2 = 114.1950$
地積 114.19

③ 26-4
物件1 $257.8512 - 114.1950 - 114.1950 = 29.4612$

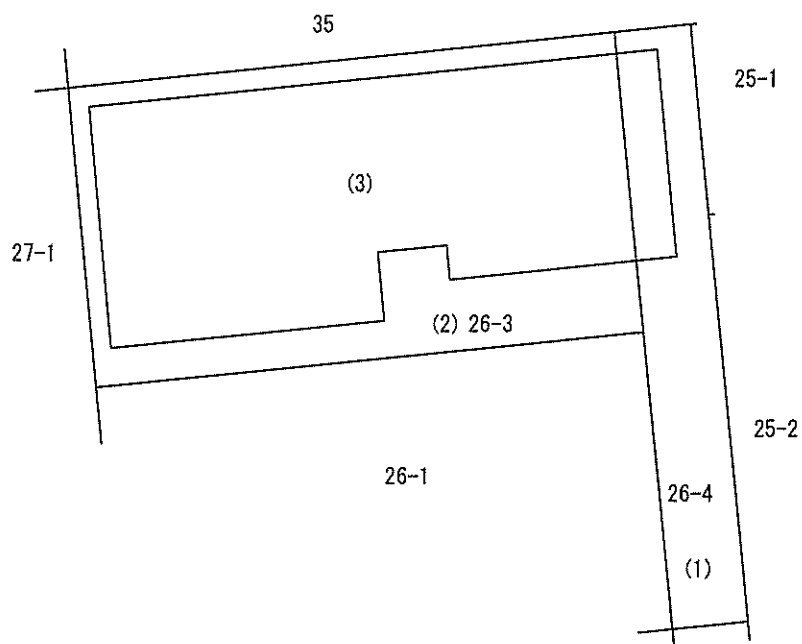
A3判をA4判に縮小

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙) 昭和・平成44年10月31日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(新潟地方支務局三条支局管轄)
令和6年8月1日 東京法務局

土地建物位置等関係図(概略)
縮尺1/200

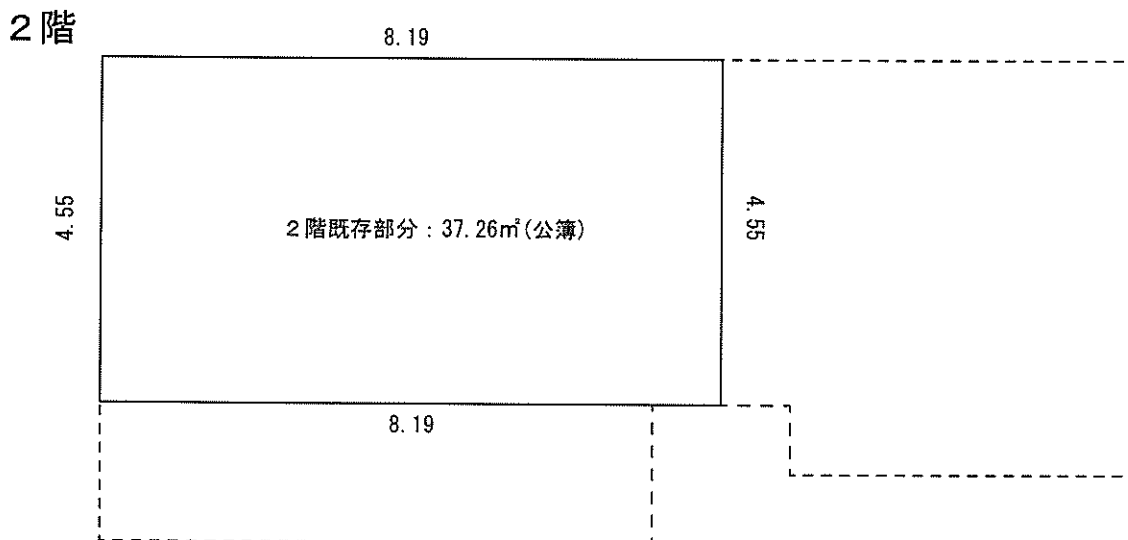
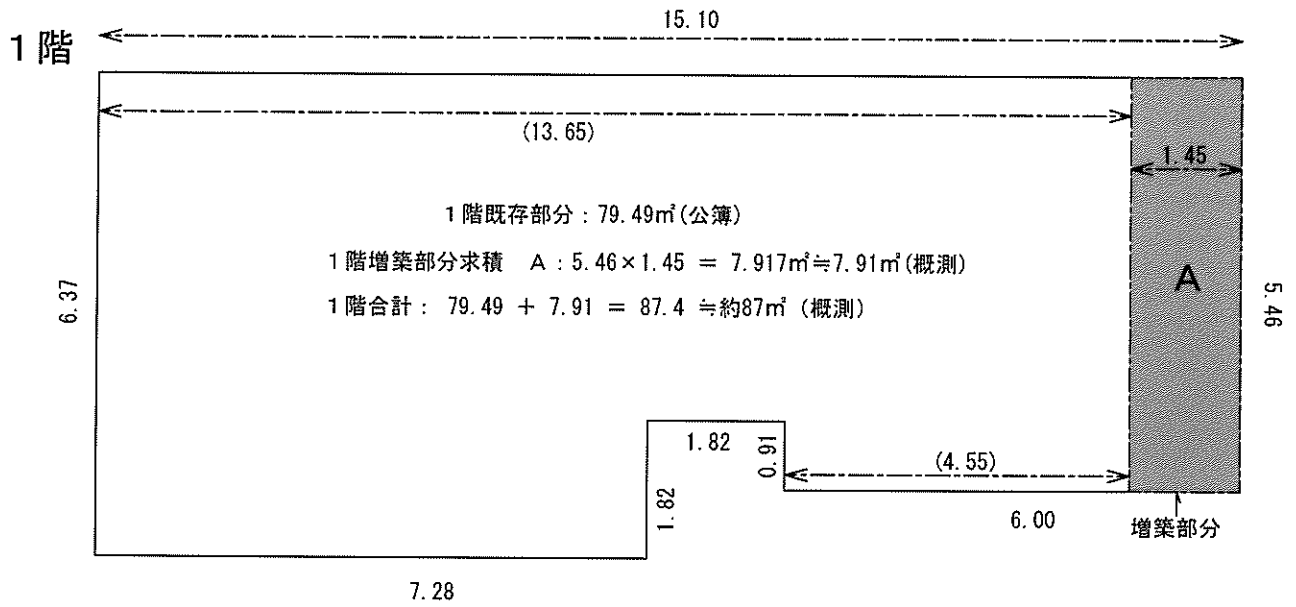


※カッコ内は物件番号

地積測量図、公図、建物図面を参考に現地概測を行い作成した参考の概略図である。

評価人作成

物件3 求積図(概測) 縮尺1/100



登記年月日：平成4年8月11日

466812 各階平面図

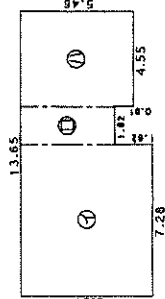
家屋番号 26番3

建物図面

建物の所在 燕市大字灰方字上ノ境 26番地3

物件3

1 階

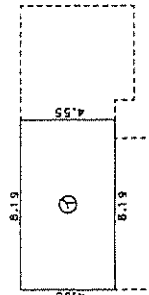


求積表

イ)	7.28 x 6.37 =	46.3736
ロ)	1.82 x 4.55 =	8.2810
ハ)	4.55 x 5.46 =	24.8430
合 計		79.4976
床面積		79.49㎡

※増築部分有り。
別添 物件3求積図(概測)参照

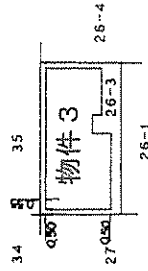
2 階



求積表

イ)	8.19 x 4.55 =	37.2645
床面積		37.26㎡

※別添 土地建物位置等関係図(概略)参照



作製者

(平成4年)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

新潟県土地家屋調査士会

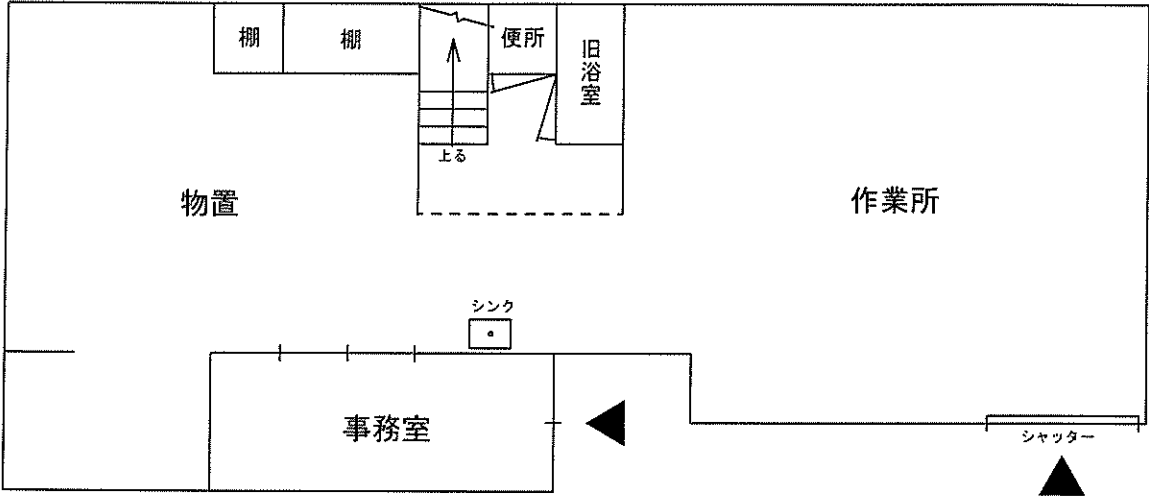
昭和44年8月11日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(新潟地方裁判所三谷支部管轄)
令和6年8月1日 東京法務局

物件 3 建物間取図 縮尺1/100



1 階



2 階

